



MOTIF XS Extension インストールガイド

目次

MOTIF XS Extensionとは	2
Windowsの場合	3
Macintoshの場合	4
ソフトウェアのご使用条件	5

ご注意

- ・ このソフトウェアおよびマニュアルの著作権はすべてヤマハ株式会社が所有します。
- ・ 巻末にこのソフトウェアのご使用条件が記載されています。このソフトウェアをインストールする前に、必ずこのご使用条件をお読みください。
- ・ このソフトウェアおよびマニュアルの一部または全部を無断で複製、改変することはできません。
- ・ このソフトウェアおよびマニュアルを運用した結果およびその影響については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ MOTIF XS Extensionは、改良のため予告なしにバージョンアップすることがあります。
最新ソフトウェアは、下記URLからダウンロードできます。
<http://www.yamaha.co.jp/product/syndtm/dl/>
- ・ このマニュアルに掲載されているイラストや画面は、すべて操作説明のためのものです。したがって、実際の仕様と異なる場合があります。
- ・ 市販の音楽/サウンドデータは、私的使用のための複製など著作権法上問題にならない場合を除いて、権利者に無断で複製または転用することを禁じられています。ご使用時には、著作権の専門家にご相談されるなどのご配慮をお願いします。
- ・ Windowsは、米国Microsoft® Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。
- ・ MacおよびMacintoshは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- ・ 「MIDI」は社団法人音楽電子事業協会(AMEI)の登録商標です。
- ・ CubaseはSteinberg社の登録商標です。
- ・ その他、このインストールガイドに掲載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。
- ・ アプリケーションのバージョンアップなどに伴うシステムソフトウェアおよび一部の機能や仕様の変更については、下記URLをご参照ください。
<http://www.yamaha.co.jp/product/syndtm/>

MOTIF XS Extensionとは

MOTIF XS Extensionは、Steinberg社製DAWソフトウェアの機能拡張を目的としてヤマハが開発したプログラムプラグインとプロジェクトテンプレート集です。これをインストールすると、Steinberg社製DAWとMOTIF XSを組み合わせた場合に、さまざまな連携機能を実現します。

本書では、WindowsおよびMacintoshにMOTIF XS Extensionをインストールする方法について説明します。

NOTE

- ・ MOTIF XS Extensionは、Cubase 4 / Cubase Studio 4 / Cubase Essential 4 / Cubase AI4それぞれのバージョン4.5以降で動作します。
- ・ 動作環境は、各DAWソフトウェアの動作環境に準じます。
- ・ MOTIF XS Extensionは、Extensions for Steinberg DAWからMOTIF XSに関する連携機能のみを取り出したプログラムです。Extensions for Steinberg DAWからMOTIF XS Extensionに変更する必要があるのは下記の場合です。
 - Cubaseシリーズのバージョン5以降を使用する
 - Yamaha Steinberg FW Driverを使用する
 - Windows Vista (64ビット)の環境で使用する上記以外の場合は、Extensions for Steinberg DAWをMOTIF XS Extensionに変更する必要はありません。

インストール前の準備

MOTIF XS Extensionをインストールする前に、ドライバーを正しくインストールする必要があります。

コンピューターとMOTIF XSをUSBケーブルで接続する場合はUSB-MIDIドライバーを、IEEE1394ケーブルで接続する場合は、Yamaha Steinberg FW Driverをインストールしてください。

インストール手順

以下の手順で、MOTIF XS Extensionをインストールします。

NOTE

- ・ Extensions for Steinberg DAWがインストールされている場合は、MOTIF XS Extensionをインストールする前に、Extensions for Steinberg DAWをアンインストールする必要があります。
- ・ MOTIF XS Extensionをインストールするときは、管理者権限のあるアカウントで行なってください。

- 1 ダウンロードした圧縮ファイルの解凍先にある「setup.exe」をダブルクリックします。
- 2 「Yamaha MOTIF XS Extensionセットアップへようこそ」という画面が表示されますので、「次へ」をクリックします。

NOTE

- ・ 64ビット版の場合は、「Yamaha MOTIF XS Extension 64 bit セットアップへようこそ」という画面が表示されます。
- ・ インストールするMOTIF XS Extensionと同じバージョンのソフトウェアがすでにコンピューターにインストールされている場合は、メンテナンス画面が表示されます。再インストールの場合は[変更]を選んで[次へ]をクリックしてください。再インストールしない場合は[キャンセル]をクリックしてください。
- ・ 新しいバージョンのソフトウェアがインストールされている場合は、すでに新しいバージョンがインストールされていることを示す画面が表示されます。この場合、インストールは不要です。画面内の [OK] をクリックします。
- ・ 古いバージョンのソフトウェアがインストールされている場合は、ソフトウェアが更新されます(操作手順は、ソフトウェアを新規インストールする場合と同じです)。

- 3 画面の指示に従ってインストールを実行します。

NOTE

- ・ インストールの途中、「セットアップタイプ」という画面で「カスタム」を選択すると、インストールするMOTIF XS6/7/8用のテンプレートを選択できます。

- 4 インストールが完了すると、インストール完了のメッセージが表示されます。[完了]をクリックします。

アンインストール手順

以下の手順で、MOTIF XS Extensionをアンインストールします。

■ Windows XP

- 1 [スタート] → ([設定] →) [コントロールパネル] → [プログラムの追加と削除] を選択し、「プログラムの追加と削除」画面を呼び出します。
- 2 「プログラムの追加と削除」画面左上の「プログラムの変更と削除」をクリックし、右側のリストの中から「Yamaha MOTIF XS Extension」を選択します。
- 3 [削除] をクリックします。
- 4 画面の指示に従って削除を実行してください。

■ Windows Vista

- 1 [スタート] → ([設定] →) [コントロールパネル] → [プログラムと機能] を選択し、「プログラムのアンインストールまたは変更」画面を呼び出します。
- 2 リストの中から「Yamaha MOTIF XS Extension」を選択します。
- 3 [アンインストール]/[アンインストールと変更] をクリックします。
「ユーザーアカウント制御」画面が表示された場合は、[続行]をクリックします。
- 4 画面の指示に従って削除を実行してください。

NOTE

- ・ インストールしたときと同じバージョンのsetup.exeをダブルクリックし、メンテナンス画面で[削除]を選択して[次へ]をクリックしてもアンインストールできます。

インストール手順

以下の手順で、MOTIF XS Extensionをインストールします。

NOTE

- ・ MOTIF XS Extensionをインストールするときは、管理者権限のあるアカウントで行なってください。

- 1** ダウンロードした圧縮ファイルの解凍先にある「Yamaha MOTIF XS Extension.mpkg」をダブルクリックします。
- 2** 「ようこそYamaha MOTIF XS Extensionインストーラへ」という画面が表示されますので、[続ける]をクリックします。

NOTE

- ・ 「このパッケージには、ソフトウェアをインストールできるかどうかを判断するプログラムが含まれています。続けてもよろしいですか？」というダイアログが表示されましたら、[続ける]をクリックしてください。

- 3** 画面の指示に従ってインストールを実行します。
- 4** インストールが完了すると、インストール完了のメッセージが表示されます。[閉じる]をクリックします。

アンインストール手順

以下の手順で、MOTIF XS Extensionをアンインストールします。

- 1** [ライブラリ]→[Application Support]→[Steinberg]→[Components]から下記のファイルを削除します。
 - ・ yamaha_motif_xs.bundle
 - ・ yamaha_motif_xs_u.bundle
 - ・ yamaha_motif_xs_song_import.bundle
 - ・ yamaha_motif_xs_song_import_u.bundle
- 2** [ライブラリ]→[Application Support]→[Steinberg]→[Project Templates]から「Yamaha xxx.cpr」ファイルを削除します(xxxは製品名などです)。

ソフトウェアのご使用条件

弊社では本ソフトウェアのお客様によるご使用およびお客様へのアフターサービスについて、〈ソフトウェア使用許諾契約〉を設けさせていただいており、お客様が下記条項にご同意いただいた場合にのみご使用いただけます。

本ソフトウェアのダウンロード、インストール、コピー、その他のご使用をされた場合には下記条項にご同意いただけたものとさせていただきますので、下記条項を充分お読みください。ご同意いただけない場合は、ダウンロード、インストール、コピー、その他のご使用をおやめください。すでにダウンロードやインストールをしたが、下記条項にご同意いただけないという場合には、速やかに本ソフトウェアを削除してください。

ソフトウェア使用許諾契約

1. 著作権および使用許諾

弊社はお客様に対し、ソフトウェアプログラムおよびデータファイル（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使用する権利を許諾します。本契約条項は、今後お客様に一定の条件付きで配布され得る本ソフトウェアのバージョンアッププログラム、データファイルにも適用されるものとします。本ソフトウェアの権利およびその著作権は、弊社または弊社のライセンサーが有します。本ソフトウェアの使用によって作成されたデータの権利はお客様が取得しますが、本ソフトウェアは、関連する著作権法規のもとで保護されています。

- ・ お客様ご自身が一時に一台のコンピューターにおいてのみ使用することができます。
- ・ バックアップが許されているものは、バックアップをとる目的のみ、機械で読み取れる形式での本ソフトウェアのコピーを作成することができます。ただし、そのバックアップコピーには本ソフトウェアに表示されている弊社の著作権の表示や他の権利帰属についての説明文もコピーしてください。
- ・ お客様は、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡することができますが、それは、お客様が本ソフトウェアのコピーを保持せず、かつ譲受人が本契約条項に同意する場合に限られます。

2. 使用制限

(1) 本ソフトウェアの使用にあたっては、次のことを遵守してください。

- ・ 本ソフトウェアには著作権があり、その保護のため、お客様が本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング、またはその他のいかなる方法によっても、人間が感得できる形にすることは許されません。
- ・ 本ソフトウェアの全体または一部を複製、修正、改変、賃貸、リース、頒布または本ソフトウェアの内容に基づいて二次的著作物をつくることは許されません。
- ・ 本ソフトウェアをネットワークを通して別のコンピューターに伝送したり、ネットワークで他のコンピューターと共有することは許されません。
- ・ 本ソフトウェアを使用して、違法なデータや公序良俗に反するデータを配信することは許されません。
- ・ 弊社の許可無く本ソフトウェアの使用を前提としたサービスを立ち上げることは許されません。

(2) 楽曲用MIDIデータ等、本ソフトウェアにより使用または入手できる著作権曲については次のことを遵守してください。

- ・ 本ソフトウェアの使用によって得られたデータを著作権者の許可なく営業目的で使用することは許されません。
- ・ 本ソフトウェアの使用によって得られたデータを著作権者の許可なく複製、転送または配信したり、または不特定多数にむけて再生および演奏することは許されません。
- ・ 本ソフトウェアの使用によって入手できるデータの暗号を著作権者の許可無く解除したり、電子透かしを改変したりすることは許されません。

3. 終了

本契約はお客様が本ソフトウェアをお受け取りになった日に発効します。本契約は、お客様が著作権法または本契約条項に1つでも違反されたときは、弊社からの終了通知がなくても自動的に終了するものとします。その場合には、ただちに本ソフトウェアとそれに関するドキュメンテーション、およびそれらのコピーをすべて廃棄しなければなりません。

4. 本ソフトウェアに関する保証

本ソフトウェアのご使用についての一切のリスクはお客様のご負担となります。

本ソフトウェアの商品性、特定の目的への適合性、第三者の権利を侵害しないことの保証は明示であると黙示であるとを問わず、一切いたしません。特にお客様の目的に適合することや、ソフトウェアの操作が中断されないことやソフトウェアの欠陥や瑕疵が修正されることの保証はいたしません。

5. 責任の制限

弊社の義務は、お客様に本契約条項の条件で本ソフトウェアの使用を許諾することがすべてです。

弊社は、本ソフトウェアの使用、誤用またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生の可能性について予め知らされた場合でも、一切責任を負いません。すべての損害、損失、契約や違法行為等に対する訴訟申立てについて、いかなる場合も、お客様に対する弊社の責任は、お客様が本ソフトウェアの購入のために支払った金額を越えることはありません。

6. 第三者のソフトウェア

弊社は、本ソフトウェアとともに、第三者のプログラム、データファイルおよびそれに関するドキュメンテーション（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。別の規定に従い取り扱われるべき旨の記載が、本ソフトウェア付随のマニュアルに記載されている場合には、本契約条項にかかわらず、その別の規定に従い取り扱われるものとし、弊社によるアフターサービスおよび保証などについては、以下の規定が適用されるものとします。

- ・ 弊社は、第三者ソフトウェアに関しての操作方法、瑕疵その他に関してアフターサービスを提供するものではありません。
- ・ 弊社は、明示であると黙示であるとを問わず、第三者ソフトウェアの商品性、および特定目的に対する適合性の保証その他一切の保証をいたしません。第三者ソフトウェアの使用もしくは機能から生じるすべての危険は、お客様の負担となります。
- ・ 弊社は、第三者ソフトウェアの使用、誤用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生があることについて予め知らされた場合でも、一切責任を負いません。

7. 一般事項

本契約条項は、弊社の権限ある者の署名のある書面によらない限り、改訂することはできません。

本契約条項は、日本法の適用を受け、日本法に基づいて解釈されるものとします。本契約に関し紛争が生じた場合には東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。